

2021年1月15日

株式会社エポス少額短期保険

特約追加のお知らせ

当社家財保険の新賃貸入居者総合保険「ROOM GUARD Be」に、特約を2021年1月15日より追加いたします。詳細につきましては下記の通りとなります。

記

- 特約名称 貸主による借戸室修理費用保険金の請求に関する特約
- 特約内容 入居様が死亡した場合の「修理費用」または「遺品整理費用」を、「貸主」が当社に直接請求できるように、特約を追加いたします

 ※特約の詳細については、下記をご確認ください

 ※入居様に相続人がいない場合等、「貸主」が直接請求する場合は条件がございます
- 対象の保険 新賃貸入居者総合保険

 (保険名称:ROOM GUARD Be、証券番号が“B”“BX”から始まる契約)

 ※旧商品「賃貸入居者総合保険」は対象となりません

 (保険名称:ROOM GUARD、証券番号が“A”から始まる契約)
- 適用開始 2021年1月15日以降に発生した事故より適用

以上

貸主による借戸室修理費用保険金の請求に関する特約

<用語の定義>

この特約において使用される次の用語は、次の定義によります。

用語	定義
法定相続人等	法定相続人または相続財産法人をいいます。

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、自動付帯され、この保険のすべての保険契約に適用します。

第2条(借戸室修理費用保険金の支払事由の追加)

1. 当社は、この特約により、新賃貸入居者総合保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)第11条(借戸室修理費用保険金)の支払事由として、本条第2項に規定する事由を追加します。
2. 当社は、普通保険約款第11条(借戸室修理費用保険金)第1項第(2)号の被保険者の死亡による借戸室の損害についての修理費用または同条第2項の遺品整理のための費用を借戸室の貸主が負担した場合において、被保険者または被保険者の法定相続人等が当該費用を貸主に支払うべき法的義務を負う場合には、借戸室修理費用保険金を支払います。

第3条(貸主による借戸室修理費用保険金の請求)

1. 前条第2項に規定する借戸室修理費用保険金の支払事由に該当した場合には、当社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、貸主が法定相続人等に請求できる債権額を当社に対して直接請求することを認めます。この場合、当社が当該債権額を貸主に支払った場合には、当社が被保険者に借戸室修理費用保険金を支払ったものとみなします。
2. 前項に規定する、借戸室の貸主による当社に対する借戸室修理費用保険金の直接請求を行うことができるのは、次のいずれかに該当する場合に限るものとします。
 - (1)借戸室の原状回復費用(注)に係る債権額について、被保険者の法定相続人等と貸主との間で、判決・示談等で確定している場合
 - (2)貸主が被保険者の法定相続人等に対する原状回復費用に係る法的請求を行わないことを被保険者の法定相続人等に対して書面で承諾した場合
 - (3)原状回復費用に係る債権額が当社の支払責任額を超えることが明らかになった場合
 - (4)被保険者の全ての法定相続人の破産もしくは生死不明又は被保険者の法定相続人がいない場合(注)前条第2項に規定する修理費用および遺品整理のための費用に限ります。以下、同様とします。

第4条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。